

大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第11号

### 大和市会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の任用及び勤務時間、休暇等について必要な事項を定めるものとする。

#### (任用)

第2条 会計年度任用職員は、臨時的業務が発生し、その業務の性質により大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）に規定する職員（以下「正規職員」という。）を充てると執行に支障がある場合又は会計年度任用職員を充てるべき職に欠員を生じた場合に任用することができるものとする。

#### (任用期間)

第3条 会計年度任用職員の任用期間（以下「任期」という。）は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

2 会計年度任用職員の任期が前項に規定する期間に満たない場合には、当該会計年度任用職員の勤務実績を考慮した上で、当該期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

#### (採用の方法)

第4条 会計年度任用職員の採用は、大和市職員の任用に関する規則（昭和51年大和市規則第22号）第12条第4号に該当するものとして同条の規定により職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者を公募し、選考により行うものとする。ただし、職務の性質等により、これにより難いと任命権者が認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、採用を決定された者は、宣誓書その他任命権者が必要と認める書類を提出しなければならない。

#### (選考の方法)

第5条 選考は、選考される者の当該職務の遂行能力の有無を判定するものとする。

2 選考の方法は、必要に応じ、口頭試問、人物性行の判定、適性の判定その他の方法を用いるも

のとする。

(条件付採用期間)

第6条 会計年度任用職員の採用は、全てその任命の日から起算して1月間は条件付採用とする。

2 条件付採用期間中、その職務を良好な成績で遂行したときは、次条に規定する場合を除くほか、その期間の終了前に別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において正式採用になるものとする。

(条件付採用の延長)

第7条 会計年度任用職員が条件付採用期間中実際に勤務した日数が15日に満たない場合においては、その日数が15日に達するまでその条件付採用期間を延長するものとする。ただし、当該会計年度任用職員の任期を超えることとなるときは、この限りでない。

(1週間の勤務時間)

第8条 会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり29時間までの範囲内で、任命権者が定める。ただし、職務の性質等により、これにより難いと任命権者が認める場合は、この限りでない。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第9条 会計年度任用職員の週休日は、土曜日、日曜日並びに大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大和市条例第2号。以下「休暇条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日とする。

2 任命権者は、公務の運営上必要があると認めるときは、前項に規定する日以外の日を週休日とすることができる。

3 任命権者は、前2項の規定により週休日とされた日以外の日において、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(休憩時間)

第10条 休暇条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第11条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあつては労働基準監督署長）の許可を受けて、第8条及び第9条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において、職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務及び大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年大和市規則第9号。以下「休暇規則」という。）

第7条に規定する断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

3 前2項の規定により任命権者が当該勤務を命ずる手続等については、正規職員の例による。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第12条 休暇条例第8条の2及び第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(時間外勤務を命ずる際の考慮等)

第13条 休暇規則第10条第1項及び第10条の2の規定は、会計年度任用職員の時間外勤務(第11条第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。)について準用する。

2 会計年度任用職員に時間外勤務を命ずる場合には、会計年度任用職員の勤務時間が正規職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(休暇の種類)

第14条 会計年度任用職員の休暇は、年次休暇及び年次休暇以外の休暇とする。

(年次休暇)

第15条 任命権者は、次の各号に掲げる会計年度任用職員には、それぞれ当該各号に定める日数の有給の年次休暇を与えなければならない。

(1) 次のいずれかに該当する会計年度任用職員であって、6月を超える任期を定めて任用されたもの又は継続して勤務した期間がその最初の任用の日(以下「当初任用日」という。)から6

月を超えたもの 1年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)につき10日

ア 1週間の勤務日(第9条第3項の規定により勤務時間が割り振られた日をいう。以下同じ。)

が5日以上とされている会計年度任用職員

イ 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

ウ 週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年度における勤務日が217日以上であるもの

(2) 前号アからウまでのいずれかに該当する会計年度任用職員であって、当初任用日から1年6

月以上継続勤務し、かつ、当該年度における任用の日(以下「当該年度任用日」という。)の前1年間において、全勤務日の8割以上出勤(勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、任命権者が別に定める期間を含む。以下同じ。)したもの 1年度につき、10日に、

別表第1に掲げる当初任用日から起算した継続勤務年数の区分に応じ、同表に定める日数を加算した日数

- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年度における勤務日が48日以上216日以下であるものであって、次のいずれかに該当するもの 1年度につき、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあつては別表第2に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表に掲げる1年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる当初任用日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

ア 6月を超える任期を定めて任用されたもの

イ 継続して勤務した期間が当初任用日から6月を超えたもの

ウ 当初任用日から1年6月以上継続勤務し、かつ、当該年度任用日の前1年間において、全勤務日の8割以上出勤したもの

- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、1時間を単位とすることができる。

- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

- 4 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合には、当該会計年度任用職員の1日当たりの勤務時間の時間数をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない会計年度任用職員にあつては、1日当たりの平均勤務時間の時間数（全勤務日の勤務時間の時間数の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間数をいう。）をもって1日とする。

- 5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

- 6 前項の規定により繰り越された年次休暇がある会計年度任用職員から年次休暇の請求があつた場合は、繰り越された年次休暇から先に請求されたものとして取り扱うものとする。

（年次休暇以外の休暇）

- 第16条 任命権者は、別表第3に掲げる事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合は、当該事由の区分に応じ同表に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 任命権者は、別表第4に掲げる事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当である場合は、当該事由の区分に応じ同表に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(休暇の承認等)

第17条 前条に規定する休暇の承認及び第15条及び前条に規定する休暇の請求等の手続については、休暇条例の例による。

(特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等)

第18条 第14条から前条までの規定にかかわらず、職務の性質等を考慮し任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、休暇条例の適用を受ける職員との権衡を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

当初任用日から起算した 継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

別表第2（第15条関係）

1週間の勤務日の日数		4日	3日	2日	1日
1年度における勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
当初任用日 から起算し た継続勤務 期間	6月	7日	5日	3日	1日
	1年6月	8日	6日	4日	2日
	2年6月	9日	6日	4日	2日
	3年6月	10日	8日	5日	2日
	4年6月	12日	9日	6日	3日
	5年6月	13日	10日	6日	3日
	6年6月以上	15日	11日	7日	3日

別表第3（第16条関係）

事由		名称	期間	届出に添付すべき書類	
1	選挙権その他公民としての権利の行使	特別 休暇	その都度必要と認める期間	呼出状等又はその写し	
2	裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての裁判所、地方公共団体の議会その他の官公庁への出頭				
3	地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等		連続する7日の範囲内で必要と認める期間		
4	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合		その都度必要と認める期間		
5	地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するための場合				
6	親族の死亡	忌引 休暇	配偶者	連続する7日の範囲内の期間	
			本人 関係	父母	連続する5日の範囲内の期間
				子（休暇条例第8条の2の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下この表及び次表において同じ。）	連続する3日の範囲内の期間
				祖父母及び兄弟姉妹並びに父母の配偶者	1日の範囲内の期間
				曾祖父母、子の配偶者、祖父母の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、伯叔父母及びその配偶者、孫、曾孫並びに <small>おいめい</small> 甥姪	連続する3日の範囲内の期間
			配偶者 関係	父母	1日の範囲内の期間
子、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹及びその配偶者、伯叔父母並びに甥姪					
7	会計年度任用職員の結婚	慶弔 休暇	連続する5日の範囲内の期間		



8 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための場合（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）	夏季 休暇	当該年度の7月から9月までにおいて3日の範囲で任命権者が定める期間	
---	----------	-----------------------------------	--

備考

- 1 第6号に掲げる事由による休暇の承認について、任命権者は、葬儀のため遠隔の地に旅行する必要がある場合には、その往復に要する日数の加算を認めることができる。
- 2 第6号に掲げる事由による休暇の取扱いについて、生計を一にする姻族の場合については血族の場合の基準を準用することができる。

別表第4（第16条関係）

事由	名称	期間	届出に添付すべき書類
1 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性会計年度任用職員が申し出た場合	出産 休暇	出産の日までの申し出た期間	母子健康手帳の写し等で出産予定日の分かるもの
2 女性会計年度任用職員が出産した場合		出産の日の翌日から8週間目に当たる日までの期間（産後6週間を経過した女性会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	母子健康手帳の写し等で出産日のわかるもの
3 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要があると認められる授乳等を行う場合	育児 休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員が育児休暇を使用しようとする日における育児休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）	
4 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年度における勤務日が121日以上であるもの（以下これらの者を「日数要件該当者」という。）であって、	子の 看護 休暇	1年度において5日（その養育する満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間（勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合は1日当たりの勤務時間に5（その養育する満9歳に達する日以後の	

<p>6 月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は10)を乗じて得た時間の範囲内の期間)</p>	
<p>5 要介護者(休暇条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。)の介護その他の市長が定める世話をを行う会計年度任用職員(日数要件該当者であって、6月以上継続勤務しているものに限る。)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>短期 介護 休暇</p>	<p>1年度において5日(要介護者が2人以上は10日)の範囲内の期間(勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合は1日当たりの勤務時間に5(要介護者が2人以上の場合は10)を乗じて得た時間の範囲内の期間)</p>	<p>要介護者の状態等申出書</p>
<p>6 会計年度任用職員の申出に基づき、要介護者の介護をする会計年度任用職員(当該申出の時点において、日数要件該当者であって、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、休暇規則第28条第3項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>介護 休暇</p>	<p>指定期間内において必要と認められる期間</p>	
<p>7 要介護者の介護をする会計年度任用職員(初めて介護時間の承認を請求する時点において、日数要件該当者であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が</p>	<p>介護 時間</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間(当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時</p>	

<p>6時間15分以上である勤務日があるものであって、引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。)が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>		<p>間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間)を超えない範囲内で必要と認められる期間</p>	
<p>8 女性会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>生理 休暇</p>	<p>その都度必要と認められる期間</p>	
<p>9 女性会計年度任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>妊娠 疾病</p>	<p>その都度必要と認められる期間</p>	
<p>10 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>療養 休暇</p>	<p>その療養に必要と認められる期間</p>	
<p>11 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が、負傷又は疾病(前号に掲げる場合を除く。)のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>		<p>1年度において、週ごとに勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては別表第5に掲げる1週間の勤務日の日数に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている職員にあつては同表に掲げる1年度における勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表に定める日数の範囲内において必要と認められる期間</p>	<p>医師の診断書</p>
<p>12 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録</p>	<p>ドナ ー休 暇</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	

の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき			
1 3 妊産婦である女性会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊産婦健診	妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認める期間	母子健康手帳等の写し等 出産予定日の分かるもの
1 4 妊娠中の女性会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	通勤緩和 休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日につき1時間の範囲内で必要と認める時間	母子健康手帳等の写し

#### 備考

- 1 第4号及び第5号の休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。  
ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 2 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 3 第15条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。
- 4 休暇規則第28条及び第28条の2の規定は、第6号の休暇について準用する。
- 5 休暇規則第28条の3の規定は、第7号の休暇について準用する。
- 6 休暇規則別表第4備考第4項の規定は、第3号に規定するその子の当該職員以外の親について準用する。

別表第5（別表第4第11号関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年度における勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表において「5日以上」とは、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上のものを含むものとする。